

令和 6 年 6 月 1 0 日

事 業 主 殿

倉庫業健康保険組合

令和 6 年度秋季会場別婦人生活習慣病健診及び 特定健康診査（特定健診コース）の実施について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃、組合の事業につきましては格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、組合では、日頃健診を受ける機会の少ない加入員の方が身近な場所で健診を受診いただけるよう、「会場別婦人生活習慣病健診」及び「特定健診」を下記のとおり実施いたします。

現在、40 歳以上の加入員に対する特定健診の実施が組合に義務付けられているところですが、組合では、被扶養者の方の健診受診率が目標に達していない状況を踏まえ、組合機関誌やホームページでのご案内のほか、40 歳以上の被扶養者を有する被保険者の方へ、標記の健診について個別のご案内を同封して被扶養者の健診受診率の向上に努めているところです。

つきましては、被保険者・被扶養者あわせ、できるだけ多くの方がご受診いただけますよう、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、同封いたしました「健診のご案内」の配布とご案内方お願い申し上げます。

記

令和 6 年度秋季会場別婦人生活習慣病健診

一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会（以下東振協）と共同で、都道府県の公的施設等に検診車を配置し、巡回による婦人生活習慣病健診を実施しています。

1. 概要

（1）対象者

35 歳以上の女性（平成 2 年 3 月 31 日以前に生まれた方）（被保険者・被扶養者）

（2）健診実施期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日

※会場毎の日程は申し込みの時点では未定です。受診日の選択は出来ませんのでご了承ください。

（3）受診者一部負担金

35 歳以上の被保険者および被扶養者 **5,500 円**

※年齢基準日 令和 7 年 3 月 31 日 現在

（4）健診実施会場

47 都道府県 697 会場

『令和6年秋季会場別婦人生活習慣病健診実施会場一覧』は組合ホームページ(<https://www.sokokenpo.or.jp>)の「健保からのお知らせ」の中でご覧いただけます。

(5) 健診内容

資料第1『会場別婦人生活習慣病健診・特定健診検査項目表』のとおり

【子宮細胞診検査について】

子宮細胞診検査の実施方法は『自己採取法』と『医師採取法』の2通りあり、ご受診者の方の判断で、『希望しない』も含め、選択していただきます。

なお、実施会場によっては『自己採取法』での検査が実施できない会場もありますので、会場一覧表でご確認ください。

また、『医師採取法』は、婦人科医師により実施いたしますが、会場内の検診車で行う場合と、会場近隣の産婦人科医院で行う場合があります。検査日についても、健診実施日と別の日になることもありますので、あらかじめご承知おきください。

2. 受診の流れ

(1) 申込方法

申込書での申込と、東振協オンラインによる申込がございますので、どちらかの方法でお申込ください。

①申込書による申込方法

各対象者に封入した『被扶養者の方への健康診断のご案内』を配布いただき、希望者を募集してください。

受診希望者から、申込書（様式⑦-1）をとりまとめのうえ、組合へお申し込みください。

なお、希望会場コード（数字）、子宮検査の有無については、必ずご記入されているかご確認ください。

②東振協オンラインによる申込方法

受診希望者が健保からのお知らせ又は東振協ホームページよりアクセスしてお申し込みください。

婦人生活習慣病予防健診専用 URL

【<https://system.toshinkyo.or.jp/fujinka>】



健康保険被保険証に記載されている【保険者番号 06134522】のほか、【記号、番号】の入力が必要になります。

東振協ホームページによる申込受付開始日 令和6年6月20日（木）

※東振協ホームページより直接お申込していただいた場合、組合への個人別会場別婦人生活習慣病健診申込書（様式⑦-1）の提出は不要です。

(2) 申込期限

①申込書によるお申込は、令和6年7月10日（水）組合必着。（FAX不可）

②東振協オンラインによるお申込は、令和6年7月16日（火）

(3) 健診日時決定のご案内

健診日時につきましては、東振協で決定したうえで、9月中旬から順次各会場担当健診機関より受診者のご自宅に案内（受診要領・子宮癌検査容器・採便容器等）を送付いたします。

(4) 受診者一部負担金払込方法

受診者が、健診実施機関へ直接お支払いただくことになります。

実施会場により支払い方法が異なりますので、「秋季会場別婦人生活習慣病健診実施会場一覧表」にてご確認ください。なお、お支払い方法を選択することはできません。

①窓口精算・・・健診会場内での現金払

②振込精算・・・健診後、健診実施機関より、「ゆうちょ銀行」の振込用紙が届きます。
振込用紙を用いて振込みの手続きを行ってください。振込手数料は受診者負担となります。

(5) 健診結果

健診結果につきましては、健診受診日から1ヵ月以内に東振協よりご自宅宛に送付いたします。

特定健診コース

1. 概要

(1) 対象者

40歳以上（昭和60年3月31日以前に生まれた方）の被扶養者の方

※特定健診コースは、労働安全衛生法により事業主に義務付けられている健診（法定健診）の検査項目を満たしていないため、被保険者の方につきましては、特定健診コースの対象者とはなりません。

(2) 健診実施期間

令和7年3月31日まで（通年）

(3) 受診者一部負担金及び支払方法

一部負担金： 1,500円

健診日当日、直接健診機関の窓口にてお支払ください。

(4) 健診実施医療機関

全国約3,000カ所の健診機関

「特定健診実施健診機関一覧表」は組合ホームページ (<https://www.sokokenpo.or.jp>) の「健保からのお知らせ」の中でご覧いただけます。

なお、契約の違いにより、A（健保連）、E（東振協）の2種類の健診機関がありますので必ず確認し、申込書に記入して下さい。

- ※ 年度中、予告なく実施健診機関が変更することがあります。
- ※ 健診機関により、受診できない曜日、未実施期間があります。直接健診機関にご確認ください。

(5) 検査項目

資料第1『会場別婦人生活習慣病健診・特定健診検査項目表』のとおり

(6) 申込方法

「特定健診申込書」(様式⑧-1)を1名ごとにご記入いただいたものを、お取りまとめのうえ、組合へご提出ください。

※特定健診につきましては、東振協オンラインによる申し込みは出来ませんので、ご注意ください。

2. 申し込みから受診までの手順

(1) 健診機関への予約

実施健診機関一覧表の中から希望健診機関を選択し、直接ご連絡のうえ予約をお取りください。予約の際に必ず「倉庫業健康保険組合の加入者」であることをお伝えください。

(2) 申込書の作成

健診予約後、様式⑧-1「特定健診申込書」に予約した健診機関等の必要事項をご記入のうえご提出ください。

※健診機関区分(A・E)は、「実施機関一覧表」より確認できますので、必ずご記入下さい。

(3) 「特定健康診査受診券」・「東振協専用健診受診カード」の発行

組合にて、「特定健康診査受診券(区分A)」または「東振協専用健診受診カード(区分E)」を発行し、事業所またはご自宅宛に送付いたします。

※医療機関を変更する際、健診機関区分が同じであればお持ちの受診券でご受診いただけます。健診機関区分の異なる医療機関へ変更する際は、再度申込書を提出してください。

(4) 受診資料の送付について

健診予約後、健診機関から受診資料(注意事項・案内図を含む)が健診日の1週間前までに、受診者のご自宅あてに送付されます。

※受診資料の送付を行わない健診機関もございますので、予約の際にご確認ください

(5) 健診の受診

健診を受診する際は、組合から発行された「特定健康診査受診券」または「東振協専用健診受診カード」を忘れずにご持参していただき、健診機関の窓口に提出して下さい。

また負担金は、当日窓口にてお支払ください。

※健診受診の際、「特定健康診査受診券」または「東振協専用健診受診カード」及び「健康保険証」をどちらか一方でも提出できない場合は、受診をお断りされることがありますのでご注意ください。

(6) 申込期限

申し込み期限はありませんので、年間随時お申し込みください。

- ※「特定健康診査受診券」または「東振協専用健診受診カード」には、有効期限（令和7年3月31日）が設けられております。有効期限切れの「特定健康診査受診券」または「東振協専用健診受診カード」はご使用できませんので、有効期限内にご受診いただきますようお願いいたします。

(7) 健診結果

健診結果は健診の3週間～1ヶ月ほど後、健診機関又は東振協からご自宅に送付いたします。

個人情報の取り扱いについて

組合が実施する各種健診の利用にあたっては、以下の個人情報の取り扱いについてご了承くださいましたものとさせていただきます。

- (1) 健診の申し込みや利用案内の送付は、事業が円滑に実施できるよう原則として所属する事業所を通じて行ないます。
- (2) 特定健診の健診結果並びに特定保健指導の指導内容の記録については、「高齢者の医療を確保する法律」に基づき、所定の期間、組合において管理・保存します。
- (3) 各種健診申込書に記載された個人情報は、特定健診・特定保健指導を実施するためのみに利用することとし、業務を委託する以外、第三者へは提供いたしません。

その他

1. 組合の補助が受けられるのは年度内1回です

令和6年度に組合が実施する健診（簡易生活習慣病健診、生活習慣病（婦人）健診、人間ドック）を受診された方、あるいは受診予定の方は、今回の会場別婦人生活習慣病健診及び特定健診コースを受診することができません。

なお、**重複して受診された場合は、健診料金全額をお支払していただくこととなります。**また、当組合未加入者の方につきましてはご受診いただけません。

2. 精密検査について

一次検査の結果、精密検査が必要な方には、各健診機関（会場別婦人生活習慣病健診は東振協）より案内がありますので、必ず受検されるようお取り計らいの方お願いいたします。

また、精密検査の費用は保険診療扱いとなりますので、被保険者証を持参のうえ受検いただくようお願いいたします。

3. 地方自治体が実施している健診について

地方自治体が実施している地域での健康診断においても、健保組合の「特定健診受診券」の提出があれば受診可能な場合もありますので、そのような問い合わせ等がありましたら、上記の手続き方法に従いご申請いただきますようお願いいたします。

その他、ご不明な点などございましたら、組合保健事業課（TEL 03-3642-8436）までご連絡ください。